

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波(以下「フェア」という。)の趣旨に賛同する個人(消費税法第2条第3号に規定する個人事業者を除く。以下同じ。)又は法人その他の団体(消費税法第2条第3号に規定する個人事業者を含む。以下「企業等」という。)が、フェアに協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、個人又は企業等がフェア実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

個人又は企業等が、フェアの実施に要する資金(以下「協賛金」という。)を提供すること。

(2) 物品等協賛

個人又は企業等が、フェアの実施に要する物品、資材、施設、設備等(以下「協賛物品等」という。)、役務(以下「協賛役務」という。)、又は所管する広報媒体や広告物掲示場所(以下「協賛広告」という。)を無償で提供、又は貸与すること。

(物品等協賛の条件等)

第3条 前条第2号に規定する物品等協賛の内容及び条件等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協賛物品等の仕様、数量、デザイン等については、会場全体の調和を図るため、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
- (2) 協賛物品等の搬入、初期設定作業、設置、撤去及び処分については、協賛を申し出た企業等が行うものとする。ただし、撤去及び処分について、実行委員会が行うと認める場合又は緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- (3) 協賛物品等の搬入、初期設定作業又は設置の時期・場所並びに撤去又は処分の時期は、実行委員会と協賛を申し出た企業等で協議して決定するものとする。
- (4) 協賛物品等の管理は、実行委員会が行うものとする。ただし、特殊な協賛物品等の管理については、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
- (5) 提供又は貸与される協賛物品等に瑕疵があったときは、協賛を申し出た企業等が修復を行うものとする。
- (6) 貸与される協賛物品等に係る貸与期間中における修繕及び貸与期間終了後の返還

等に関する取扱いについては、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。

- (7) 協賛物品等には、協賛を申し出た企業等の名称を表示することができるものとする。
- (8) 複数の企業等から協賛物品等の協賛の申し込みがあったときは、実行委員会が調整するものとする。
- (9) 協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
- (10) 対象となる協賛広告は、原則として協賛を申し込む企業等が所有する広告媒体又は有料広告物等であって、価格が明らかにされており、広告費が算定できるものとする。
- (11) 協賛広告の数量、掲載時期、掲載期間等については、広報全体の調整を図るため、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
- (12) 協賛広告には、協賛を申し出た企業等の名称を表示することができるものとする。

(協賛の申し込み等)

第4条 第2条に規定する協賛の申し込みを行う個人又は企業等は、あらかじめ、フェア公式ウェブサイトにある協賛申込フォームからの申し込み、若しくはフェア協賛申込書(別記第1号様式又は別記第2号様式。以下「申込書」という。)を実行委員会に提出するものとする。なお、物品等協賛を申し込む場合は、協賛内容が確認できる見積書・仕様書等を添付するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の申し込みがあった場合、協賛を申し出た個人又は企業等が、第10条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないと認めるときは、フェア協賛申込受理書兼協賛金納入通知書(別記第3号様式又は別記第4号様式。以下「受理書」という。)により承諾した旨を通知するものとする。

(資金協賛の受領等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する協賛を申し出た個人又は企業等は、前条第2項による通知に基づき、実行委員会が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の協賛金の納入を確認した後、協賛を行った個人又は企業等にフェア協賛受領書(別記第5号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。なお、協賛を行った個人又は企業等からの申出があれば、実行委員会は受領書の交付を省略することができる。

(物品等協賛の受領等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する協賛を申し出た個人又は企業等は、第4条第2項による通知に基づき、協賛物品等の納入、又は協賛役務若しくは協賛広告の実施を行う。また、内容が分かる資料等を成果品として実行委員会まで提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の協賛物品等の納入、又は協賛役務若しくは協賛広告の成果品を確認した後、協賛を行った企業等に受領書を交付するものとする。なお、協賛を行った個人又は企業等からの申出があれば、実行委員会は受領書の交付を省略することができる。

(協賛特典)

第7条 実行委員会は、第4条第2項の規定により受理書を通知した個人又は企業等について、協賛金の額若しくは協賛金以外の協賛方法による場合は協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)に応じて、別表に定める特典(以下「協賛特典」という。)を提供することとし、個人又は企業等に通知するものとする。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛特典の外に、必要に応じて別の特典を追加できるものとする。

3 実行委員会は、協賛特典の全部又は一部の提供ができない場合には、協賛の申し込みを行う個人又は企業等に、その旨をあらかじめ説明しなければならない。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、フェア事業及び実行委員会が実施する広報、PR等に要する経費等に充てるものとする。

(特典譲渡の禁止)

第9条 協賛特典の提供を受ける個人又は企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協賛の申し込みの不受理等)

第10条 実行委員会は、協賛を申し出た個人又は企業等が、次の各号のいずれかに該当するときは、申込書を受理しないものとし、直ちにフェア協賛申込不受理書(別記第6号様式)により、その旨を通知するものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。

(2) 役員等(協賛を申し出た者が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法

人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) フェアの開催理念等の趣旨に反し、又はフェアの品位を損ない、あるいは正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (9) その他実行委員会が不相当と判断するとき。

2 実行委員会は、第5条第2項による受理書を通知した個人又は企業等が、その後、前項各号に該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、直ちにフェア協賛申込取消書兼返戻通知書(別記第7号様式)により、その旨を通知するとともに、受領済の協賛金等を返戻するものとする。なお、返戻する協賛金には利息を付さないものとする。

3 協賛を申し出た個人又は企業等は、第1項の規定による協賛の申し込みの不受理又は前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

(中止)

第11条 社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむをえない事情により、フェアを中止する場合の協賛金等の取り扱いについては、実行委員会と申込者又は協賛者等が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

協賛ランク・特典

特典	ダイヤモンド パートナー	プラチナ パートナー	ゴールド パートナー	シルバー パートナー	ブロンズ パートナー	オフィシャル サポーター 3口以上	オフィシャル サポーター 1口	ゴールド サプライヤー	サプライヤー
該当ランクのパートナー呼称使用権	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フェア視点 イベントステージ使用権 ①△、②○、③△、④×、⑤△	○	○							
フェア視点 イベントステージ 企業・団体名等の掲載 ①△、②○、③△、④×、⑤△	ロゴ特大	ロゴ大	ロゴ中					ロゴ中	
フェア視点 協賛ボードへの企業・団体名等の掲載 ①○、②○、③○、④○、⑤○	ロゴ特大	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	統一テキスト			ロゴ中	統一テキスト
フェア視点 協賛者広告ボードの設置 ①○、②○、③○、④○、⑤○	ロゴ特大	ロゴ大							
公式WEBサイト 企業・団体名等の掲載	リンクバナー特大	リンクバナー大	リンクバナー中	リンクバナー小	統一テキスト	統一テキスト	統一テキスト	リンクバナー中	統一テキスト
公式WEBサイト 協賛お知らせ	○	○	○					○	
ポスターへの企業・団体名等の掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	統一テキスト				ロゴ小	
公式記録への企業・団体名等の掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	統一テキスト	統一テキスト	統一テキスト	統一テキスト	ロゴ小	統一テキスト
公式ガイドブックへの企業・団体名等の掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	統一テキスト	統一テキスト			ロゴ小	統一テキスト
公式SNS 協賛お知らせ	○	○	○					○	
感謝状の贈呈と記者クラブへのプレスリリース	○	○							
協賛をPR TIMESで発信	○								
実行委員会公式ユニフォームへの企業ロゴ掲載	ロゴ大	ロゴ小							
公式記録の贈呈	○	○	○	○	○	○		○	○
開・閉会式 招待者へのお礼品に協賛者ノベルティ同梱	○								
開・閉会式への招待	○	○							
JR亀岡駅連絡通路 協賛/パネルへの企業・団体名等の掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	統一テキスト				ロゴ小	統一テキスト

- ① 京都・亀岡保津川公園
- ② 亀岡運動公園
- ③ 園部公園
- ④ わち山野草の森
- ⑤ 京都府立丹波自然運動公園

備考

- 1 物品等協賛については、協賛内容及び金銭換算相当額等を検討の上、実行委員会にて別途ランク及び特典を決定する。
- 2 掲載順位は、実行委員会が決定する。